

特別養護老人ホームあかしあの郷運営規程

第1章 目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小坂ふくし会（以下「法人」という。）が設置運営する、特別養護老人ホームあかしあの郷（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービス（以下、「施設サービス」という。）の提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者等との密接な連携に努める。

4 施設はサービス提供にあたっては、当該入居者及び他の入居者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は原則廃止し入居者の行動を制限する行為は行わない。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム あかしあの郷

所在地 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字栗平25番地2

第2章 入居定員

(入居定員)

第4条 施設の入居定員は原則として40名とする。但し、諸法令に基づく緊急性のある入居及び災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(ユニット数及び各ユニットの定員)

第5条 ユニット数は4でユニットごとの各定員は10名とする。

第3章 職員の職種、員数、及び職務の内容

(職員の職種、員数)

第6条 施設は、業務の円滑な推進を図るため、別表1に定める職種の職員を配置し、そ

それぞれの業務を分掌する。なお、員数は法令等による配置基準を下回らないものとし、必要に応じて理事長が定める。

(職務の内容)

第7条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者)は、施設の職員の管理、及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は、入居者の健康管理及び療養上の指導業務に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者及びその家族に対し、相談援助業務を行う。
- (4) 介護職員は、日常生活上の介護業務に従事する。
- (5) 看護職員は、看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 栄養士は、給食管理、入居者の栄養指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成し、介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、入居者の ADL 状況等を勘案し、施設サービス計画に基づいて機能の維持向上のための業務に従事する。
- (9) 事務員は施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (10) 調理員は入居者の身体の状態及び嗜好を考慮して給食業務に従事する。

第4章 入居者に対するサービスの内容

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 施設は、施設サービスの提供開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他、入居申込者のサービス選択に資すると認められる事項の説明を行い、当該サービス提供の開始について入居申込者の同意を得たうえで契約する。

(入退所)

第9条 施設は、介護保険法第87条第2項の既定に基づき、入居申込者等からの申し出があった時、契約により施設サービスを提供する。この際、介護の必要性の程度、家族等の状況を勘案し、施設サービスの必要性が高い申し込み者が入居できるように努める。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、入居者の心身の状態、病歴などの把握に努める。
- 4 施設は、入居者について、その心身の状態、その他おかれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員間で協議する。
- 6 施設は、入居者の心身の状態及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生

生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及びご家族の希望、入居者が退所後に置かれることになる環境などを勘案し、入居者の円滑な退所の為に必要な援助を行う。

7 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し退所するものとする。

なお、この各号の適用に当たっては入居者の不安が伴わないよう配慮し、施設、在宅サービスの調整を図り、適切な援助を行う。

- (1) 入居者から退所の申し出があったとき
 - (2) 病院、又は診療所に入院の必要が生じ診断によりその期間が3か月以上と見込まれるとき
 - (3) 無断で7日以上帰らなかったとき
 - (4) 介護認定審査により、要介護度に変更が生じ、要支援、自立と認定されたとき
 - (5) 入居者等が養護老人ホーム等の措置施設へ入居が決定したとき
 - (6) 入居者が死亡したとき
 - (7) 介護保険法第11条第2項に該当したとき
 - (8) この規程及び施設介護サービス利用契約書に違反したとき
- (要介護認定の申請に関わる援助)

第10条 施設は、要介護認定申請の必要性のある入居者については、入居者の同意を得たうえで、要介護認定の申請が遅滞なく行われるよう、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第11条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入居者又は家族に対して説明し、同意を得る。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うと共に、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前項までの規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(利用者の援助方針)

第12条 施設は、ユニットケアによる取り組みにより、入居前の自宅での生活と入居後

の生活が継続するように努める。

- 2 入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、適切な援助に努める。
- 3 サービスの提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 施設の職員はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、援助上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（介助）

- 第13条 入居者に対する援助は、自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。
- 2 施設は1週間に2回以上、適切な方法により、入居者の入浴援助、又は清拭を行う。
 - 3 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者についてはオムツを適切に随時取り替える。
 - 5 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の援助を適切に行う。
 - 6 施設は、各ユニットに常時一人以上、常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 7 施設は、入居者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

- 第14条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- （1）朝食 7時30分～
- （2）昼食 12時～
- （3）夕食 18時～

- 2 食事の提供は、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床してユニット内ダイニングで行うように努める。

（相談及び援助）

- 第15条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜提供等）

- 第16条 施設は教養娯楽設備等を整えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関などに対する手続きについて、その利用者又はその家族において行うことが困難である場合は、その入居者の同意を得て代行する。

3 施設は、常に入居者とその家族との連携を図るとともに、交流などの機会を確保する。

(機能訓練)

第17条 施設は、入居者に対し、施設サービス計画に基づいてその心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。

(健康管理)

第18条 施設の医師又は看護職員は常に入居者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第19条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときには、入居者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び入居できるように努める。

第5章 利用料その他の費用の額

(利用料等の受領)

第20条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、別紙1に定めるサービス利用額の支払いを入居者から受けることができる。

4 施設は、前各項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者又は家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更)

第21条 入居者の要介護状態の区分に変更があった場合、前条第1項の利用料金を変更するものとする。

2 入居者の経済的事情により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関

係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとする。

3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、前条第3項の利用料金を相当な額に変更することができる。

4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとする。

5 前2項の変更があった場合は、入居者等に事前に通知するものとする。

6 入居者等が、前項の変更に同意することができない場合には、施設は契約を解除することができる。

(保険給付のための証明書の交付)

第22条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

第6章 その他の事項

(受給資格などの確認)

第23条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

(入退所の記録の記載)

第24条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

(入居者に関する保険者への通知)

第25条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(非常災害対策)

第26条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(緊急時等の対応)

第27条 施設は、現にサービスの提供を行っているときに入居者の身体に急変が生じた場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行うとともに入居者の家族又は身元引受人等に連絡し必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第28条 入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに入居者の家族又は保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 入居者に対する施設サービスの提供により施設の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(勤務体制の確保等)

第29条 施設は、入居者に適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設は施設の職員によって施設サービスを提供する。ただし、入居者の援助に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修機会を確保する。

(衛生管理等)

第30条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(協力病院)

第31条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、協力医療機関を定める。

(重要事項の掲示)

第32条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第33条 施設の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ入居者又はその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益供与を受けない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

（苦情処理）

第35条 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適正に対応する為に、苦情を受け付ける為の窓口を設置する。

（虐待防止に関する事項）

第36条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定）

第37条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第38条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域等との連携)

第39条 施設の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(会計の区分)

第40条 施設は、施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第41条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

(法令との関係)

第42条 この規定に定める事項のほか、運営に関する必要な事項は法人と施設の管理者との協議に基づいて別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月27日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

(平成19年10月27日理事会議案第21号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月26日理事会議案第17号)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

(平成30年8月30日理事会議案第13号)

この規程は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年6月10日理事会議案第4号)

この規程は、令和6年6月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年6月10日理事会議案第1号)

この規程は、令和6年9月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年9月26日理事会議案第8号)

別紙 1

利用料以外に必要な費用

区 分	居 住 費	食 費	備 考
利 用 者 負 担 第 1 段 階	8 2 0 円	3 0 0 円	1 日あたり
利 用 者 負 担 第 2 段 階	8 2 0 円	3 9 0 円	
利 用 者 負 担 第 3 段 階 ①	1, 3 1 0 円	6 5 0 円	
利 用 者 負 担 第 3 段 階 ②	1, 3 1 0 円	1, 3 6 0 円	
利 用 者 負 担 第 4 段 階	2, 0 0 6 円	1, 4 4 5 円	

・その他の費用

- (1) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
- (2) 預り金管理料 1 月 5 0 0 円
- (3) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。

※施設は、その他の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者又は家族の同意を得るものとする。

別表 1

	常 勤	非常勤	
施設長（管理者）	1 名		
医師		1 名	
生活相談員	1 名		
介護職員	2 3 名	2 名	
看護職員	2 名		
管理栄養士	1 名		
機能訓練指導員	1 名		看護職員兼務
介護支援専門員	1 名		介護職員兼務
事務長	1 名		
事務員	1 名		